

(別紙2)

郵便入札におけるくじの方法について

多賀城市郵便入札実施要綱第9条第2項の規定に基づくくじの方法は、次のとおりとする。

1 くじ番号の決定

くじ番号は、入札参加者の一般競争及び指名競争入札参加資格登録における受付番号とする（業者により、1桁から4桁までの受付番号が存在するもの）。

（例：建設工事 1-〇〇、建設関連工事業務 2-〇〇、物品・役務提供 3-〇〇）

2 くじの手順

- (1) 同額入札者にくじ番号の数の小さいものから順に抽選番号を付与する（0, 1, 2, 3…）。
- (2) 同額入札者のくじ番号を合計し、その合計額を同額入札者の数で除し、余りを算出する。
- (3) 上記(1)の抽選番号と上記(2)の余りが一致した者を落札者等に決定する。
- (4) 総合評価落札方式による制限付き一般競争入札の審査を要する場合は、上記(3)で決定した落札者等を「第1落札候補者」とし、「第1落札候補者」の抽選番号に1を加えた数が抽選番号である者を「第2落札候補者」とする（「第1落札候補者」の抽選番号に1を加えた数が抽選番号にない場合は、0が抽選番号である者を「第2落札候補者」とする。）。
- (5) 「第3落札候補者」以降は、上記(4)の規定に準じて決定する。

例：入札参加者のうち3者が同額入札の場合

1 抽選番号の付与

業者名	受付番号	抽選番号
A社	1029	1
B社	369	0
C社	2578	2

2 くじ番号の合計を同額入札者の数で除し、余りを算出

業者名	受付番号
A社	1029
B社	369
C社	2578

$(1029 + 369 + 2578) \div 3 =$
 $3976 \div 3 = \text{商}1325 \text{ 余り}1$

3 落札者等の決定

業者名	抽選番号	通常	総合評価落札方式による制限付き一般競争入札の審査を要する場合
A社	1	落札者等	第1落札候補者
B社	0		第3落札候補者
C社	2		第2落札候補者